

就学奨励・私学助成

奨学資金

四日市市民で優秀な学生であって経済的な理由により修学が困難なものに対して、次のとおり学資の貸与を行う。なお、専修学校生に対しても高校生・大学生に準じた奨学資金の貸与を実施している。

奨学資金貸与月額 (25年度)

区分	額	貸与額
高校・専修学校高等課程		12,000円
大学・専修学校専門課程		23,000円

奨学資金新規貸与者数 (人)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
高校生	11	12	8	9	13	20	10	17
大学生	20	25	23	25	16	23	26	18
専修学生	12	4	6	6	2	9	4	2

就園奨励

幼稚園教育の振興に資するため、市内の公立私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し世帯の経済状況に応じ、入園料・保育料の減免措置を講じている。

減免(補助)措置基準(平成25年度)

(園児一人当たり年額)

世帯区分	措置区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割					
				非課税	5,000円以下	10,000円以下	77,100円以下 3	211,200円以下 3	211,200円超
公立	国庫補助制度による措置	第1子	20,000円						
		第2子	50,000円 [35,000円] 1						
		第3子以降	79,000円 [79,000円]						
私立	(満3・3・4・5歳児)	第1子	229,200円	199,200円	115,200円			62,200円	
		第2子	268,000円 [249,000円]	253,000円 [226,000円]	211,000円 [163,000円]			185,000円 [114,000円]	
		第3子以降 2	308,000円 [308,000円]	308,000円 [308,000円]	308,000円 [308,000円]			308,000円 [308,000円]	
公立	市単独の制度による措置 (3・4・5歳児)	第1子	12ヶ月分 62,800円	8ヶ月分 35,200円	5ヶ月分 14,500円	3ヶ月分 20,700円	1ヶ月分 6,900円		
		第2子	12ヶ月分 32,800円 [47,800円]	9ヶ月分 12,100円 [27,100円]	8ヶ月分 5,200円 [20,200円]	5ヶ月分 34,500円	3ヶ月分 20,700円		
		第3子以降	12ヶ月分 3,800円 [3,800円]	12ヶ月 3,800円 [3,800円]	12ヶ月 3,800円 [3,800円]	12か月分 3,800円 [82,800円]			
私立		第1子	8,700円						
		第2子							
		第3子以降							

- []内は、小学校1年生～3年生の兄・姉を有する園児が就園している保護者への減免(補助)額
- 第3子以降とは、小学校6年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。
- 市民税所得割の額における77,100円以下、211,200円以下については、16歳未満の子供2人の世帯の場合の金額

私学助成

私立学校の教育条件の維持向上並びに経営の健全性を高める次の助成措置を行う。

(25年度)

区分	幼稚園	小・中学校	高校ほか
運営費	400,000円(200,000円) $\left\{ \begin{array}{l} +100円 \times \text{園児数} \\ +440円 \times \text{園児数} \\ +670円 \times \text{園児数} \end{array} \right.$	市内在住生徒 一人当たり 3,800円	市内在住生徒 一人当たり 3,800円
研修費	(園長+教員数) $\times 10,000円$	-	-
建設費	要綱補助	予算補助	予算補助